

(3)

委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	内閣提出法律案（四件）		月 提 出 日	付 委 員 託 会	参 議 院	衆
		院議先	提出時先議院				
114 67 国会 法律案	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
元、三三五	特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
元、二二〇	特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
可元、三三四 決	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
可元、三三五 決	特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
大元、九三六 藏	特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
修元、二二〇 正	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
修元、二二〇 正	特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)
衆 百十四回国会 続 百十五回国会 統	特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	院議先	平成二年三月五日	付委員会	衆議院	(衆)

(衆)は提出時の先議院備考

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	提出者（月日）	予備送付月日	予備送付月日	衆へ提出月日	付委員託会	参議院
12	行政情報の公開に関する法律案	猪熊重二君 （元、二二三）	猪熊重二君 （元、二二三）	元、二二五	元、二二五	出月日	付委員託会	参議院
							議委員決会	議本院
							議本院	議本院
							付委員託会	衆議院
							議委員決会	議本院
							議本院	議本院
							備考	備考

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	付委員託会	参議院	衆議院	
6	平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案	内閣委員長 (元、二二〇)	元、二二〇	付月日	元、二二〇	本院へ提出月日	付委員託会	参議院
8	臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案	竹内黎一君 （昭和六三、三二〇）	元、二二七	元、二二七	元、二二七	付委員託会	議委員決会	議本院
113		可元、二二六	可元、二二六	可元、二二六	元、二二六	参議院	議委員決会	議本院
		可元、二二五	可元、二二五	可元、二二五	元、二二六	衆議院	議委員決会	議本院
		元、九六					付委員託会	衆議院
		可元、二二六					議委員決会	議本院
		可元、二二七					議本院	議本院
		衆百百十五回回国国会					備考	備考
		総統						

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第三号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成元年八

月四日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる。(平均改定率三・一%)

二、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十五万五千円に引き上げる。

三、交通機関等利用者に対する通勤手当の全額支給の限度額の月額を三万円に引き上げる。

四、単身赴任手当を新設し、支給月額の基礎額を二万円、加算最高限度額を一万八千円とする。

五、六月薪に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ〇・一月分引き上げる。

六、非常勤の委員、顧問、参与等に対する手当の支給限度

額を日額二万九千六百円に引き上げる。

七、本法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。ただし、単身赴任手当に関する改正規定等は、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から平均三・一%引き上げるとともに、通勤手当、医師等の初任給調整手当等の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引上げ及び単身赴任手当の新設等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定等に併せて、特別職の職員の俸給月額について所要の改定等を行おうとする

ものであります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額について所要の改定等を行うとともに、防衛大学校等の学生から引き続き自衛官に任用された者の退職手当算定に係る在職期間の通算要件を改めるものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、人事院勧告に対する政府の姿勢、公務員の単身赴任の現状と対策、週休二日制の実施状況等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より、一般職職員給与法改正案に賛成、他の二法律案に反対の旨の意見が述べられました。次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は全会一致をもつて、特別職職員給与法等改正案及び防衛庁職員給与法改正案はそれぞれ多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法改正案に対し、全会一致をもつて三項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(閣法第四号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うとともに、秘書官について単身赴任手当を新設しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。
- 二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 三、秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額をそれぞれ引き上げる。
- 五、秘書官に、一般職の職員の例により単身赴任手当を支給する。

六、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を引き上げる。

七、本法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。ただし、秘書官の単身赴任手当に関する改

正規定は、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

三一ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、併せて退職手当の算定の基礎となる勤続期間を計算するに際し、防衛大学校等の学生としての在職期間について自衛官としての在職期間に通算する場合の要求を改めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、参事官等俸給表の俸給月額を平均二・九%、自衛官俸給表の俸給月額を平均三・四%それぞれ引き上げる。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を七万四千八百円に引き上げる。

三、一般職の国家公務員の例に準じて、単身赴任手当を新設する。

四、當舎外居住を許可された自衛官に支給する當外手当の月額を六千百三十円に引き上げる。

五、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生から引き続き自衛官に任用された者の退職手当算定に係る在職期間の通算要件を、自衛官として六月以上在職したこととする。

六、本法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。ただし、単身赴任手当に関する規定は、平成二年四月一日から施行し、また、防衛大学校等を卒業した者の通算要件に関する規定は、施行の日以後に防衛大学校等を卒業した者について適用する。

委員長報告

三一ページ参照

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第一百四回国会閣法第六七号）

要旨

本法律案の主な改正内容は次のとおりである。

一、長期給付に係る改正

1 特別支給の退職共済年金及び退職年金の定額単価、障害共済年金等及び障害年金等の最低保障額等を平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から引き上げる。

2 国家公務員等共済組合法による年金額の算定の基礎となる標準報酬月額等について平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から引き上げる。

3 国家公務員等共済組合法による年金額を、毎年四月から、前年の消費者物価指数の変動率に応じて政令で改定することとする。

二、日本鉄道共済組合の支給する年金について、その厳しい財政事情に対応するための自助努力の一環として、平成二年四月一日から年金給付の見直しを行うとともに、旅客鉄道会社等の特別負担及び日本国有鉄道清算事業団の特別負担についての規定を設ける。

三、日本たばこ産業共済組合の支給する年金について、その厳しい財政事情に対応するため、平成二年四月一日から年金給付の見直しを行うとともに、日本たばこ産業株式会社の特別負担についての規定を設ける。

4 在職中に支給する退職共済年金等の支給割合を、本法律の施行された月の初日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から標準報酬等級の区分に応じ、三段階から七段階（衆議院において「五段階」を修正）とする。

5 国家公務員等共済組合等が支給する年金の支払い回数を平成二年二月一日「衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から年四回を年六回に改める等の改正を行う。

なお、衆議院において、一の1、2の修正に伴い、平成元年四月分からの物価スライドの特例措置に関する規定を削除する等の所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は、厚生年金と同様、年金給付の改善、完全自動物価スライド方式の導入等を行いますほか、鉄道共済年金及びたばこ共済年金につきまして、その厳しい財政事情に対応するための自助努力の一環として、平成二年四月から年金給付の見直し等の措置を講ずることとしております。

なお、衆議院におきまして年金額の引上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、公的年金制度一元化の内容、鉄道共済年金の救済措置等について質疑が行われましたが、

その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より、本法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、三項目の附帯決議を行いました。

次に、平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案は、衆議院内閣委員長提出によるものであります。その内容は、本年八月分から実施されております扶助料等に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引上げ措置を、遺族たる恩給受給者の福祉の向上を図るため、本年四月分から七月分までの扶助料等についても実施しようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

一、平成元年八月分から実施した扶助料等に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引上げ措置を、遺族たる恩給受給

者の福祉の向上を図るため、同年四月分から七月分までの扶助料等についても実施しようとするものである。

一、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告
前ページ参照

臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案（第百十三回国会衆第八号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、脳死及び臓器移植に係る社会情勢の変化にかんがみ、臓器移植の分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資するため、総理府に、臨時脳死及び臓器移植調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

二、調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、脳死及び臓器移植に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、脳死及び臓器移植に関する施策に係る重要な項目について調査審議するとともに、内閣総理大臣に意見

を述べることができる。

内閣総理大臣は、調査会の答申又は意見を尊重しなければならないとともに、答申等を国会に報告する。

三、調査会は、脳死及び臓器移植に関する諸問題について優れた識見を有する者の中から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する十五人以内の委員（非常勤）で組織する。

四、調査会は、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

五、本法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

六、本法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出によるものでありまして、その

主な内容は、脳死及び臓器移植に係る社会情勢の変化にかんがみ、臓器移植の分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資するため、内閣総理大臣の諮問に応じ、

脳死及び臓器移植に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、脳死及び臓器移植に関する重要事項について調査審議する機関として、総理府に臨時脳死及び臓器移植調査会を設置しようとするものであります。

本調査会の委員は、十五人以内とし、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、任命することとなつております。

なお、本法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に効力を失うこととしております。

委員会におきましては、本調査会委員の選考方法、本調査会の運営のあり方、諸外国における臓器移植の実情等について質疑が行われましたほか、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より反対の旨の意見が述べられ、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されました。

以上、御報告申し上げます。